

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月19日
【発行者名】	日本生命2017基金特定目的会社
【代表者の役職氏名】	取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 山岸 成年
【電話番号】	03-5555-3427
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	日本生命2017基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)
【届出の対象とした募集内国資 産流動化証券の金額】	500億円
【縦覧に供する場所】	日本生命2017基金特定目的会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

発行会社において予定されていた優先出資の発行が行われたこと及び平成29年7月19日に本特定社債の引受会社が決定されたことから、平成29年7月7日に提出した有価証券届出書の記載事項に訂正理由が生じたため、当該有価証券届出書の記載事項を本訂正届出書により下記のとおり訂正するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 (特定)社債((特定)短期社債を除く。)

2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

1 2 申込期間及び申込取扱場所

(2) 申込取扱場所

1 4 引受け等の概要

第三部 発行者及び関係法人情報

第1 発行者の状況

1 発行者の概況

(6) 出資等の状況

第2 原保有者その他関係法人の概況

2 その他関係法人の概況

2.2 日本生命保険相互会社

(口) 関係業務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)】

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

< 訂正前 >

< 前略 >

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

< 中略 >

「優先出資」とは発行会社が資産流動化計画及びその取締役の決定に従って日本生命に発行する優先出資をいいます。発行会社が払込期日までに発行する優先出資の口数は5,100口、その払込金額の総額は255,000,000円です。なお、発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の総口数は5,102口です。

(注) 上記優先出資は、平成29年7月19日頃に発行される予定です。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

< 中略 >

「優先出資」とは発行会社が資産流動化計画及びその取締役の決定に従って日本生命に発行する優先出資をいいます。発行会社が払込期日までに発行する優先出資の口数は5,100口、その払込金額の総額は255,000,000円です。なお、発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の総口数は5,102口です。

(注) 上記優先出資は、平成29年7月19日に発行されました。

< 後略 >

1.2 【申込期間及び申込取扱場所】

(2) 申込取扱場所

< 訂正前 >

下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口

大和証券

S M B C 日興証券

三菱 U F J モルガン・スタンレー証券

野村証券

その他の引受会社（未定）（注）

（注）その他の引受会社は、平成29年7月19日頃に決定される予定です。

< 訂正後 >

下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口

大和証券

S M B C 日興証券

三菱 U F J モルガン・スタンレー証券

野村証券

みずほ証券株式会社

しんきん証券株式会社

14【引受け等の概要】

<訂正前>

本件引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本特定社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>(未定)</u> <u>(注)</u>	1. 引受会社は、連帯して本特定社債の総額を引き受けます。 2. 本特定社債の引受手数料は、各特定社債の金額100円につき金22.5銭とします。
SMB C日興証券	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
野村證券	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
<u>(未定)</u> <u>(注)</u>	<u>(未定)</u> <u>(注)</u>		
合計	-	50,000	-

(注) 大和証券、SMB C日興証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券以外の引受会社並びに各引受会社の引受額の内訳については平成29年7月19日頃に決定される予定です。

<訂正後>

本件引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本特定社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>19,000</u>	1. 引受会社は、連帯して本特定社債の総額を引き受けます。 2. 本特定社債の引受手数料は、各特定社債の金額100円につき金22.5銭とします。
SMB C日興証券	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>16,500</u>	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	<u>6,000</u>	
野村證券	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	<u>6,000</u>	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>1,500</u>	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	<u>1,000</u>	
合計	-	50,000	-

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(6) 出資等の状況

< 訂正前 >

(a) 出資の総数等

種類	会社が発行する出資の総数
特定出資	2口
優先出資	(注1)
計	(注1)

発行済出資	種類	発行口数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
	特定出資	2口	該当なし	(注2)
	優先出資	(注1)	該当なし	—
	計	(注1)		

(注1) 発行会社の優先出資の発行口数及び発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の発行口数の合計については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(注2) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

(c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

設立日以降の特定資本金の変化はありません。

設立日以降の優先資本金の変化はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済優先出資はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資の割当先については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(e) 主な社員の状況

< 中略 >

優先出資社員の状況

本届出書提出日現在、発行会社の優先出資社員は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資の割当先については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済出資

本届出書提出日現在

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	0		—
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	0		
議決権の制限された出資 (その他)	0	0	
議決権のある出資 (自己特定出資等)	0		
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未済出資	0		
発行済出資総数	2		
総社員の議決権		2	

(注) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

< 後略 >

< 訂正後 >

(a) 出資の総数等

種類	会社が発行する出資の総数
特定出資	2口
優先出資	5,100口
計	5,102口

発行済出資	種類	発行口数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
	特定出資	2口	該当なし	(注1)
	優先出資	5,100口	該当なし	(注2)
	計	5,102口		

(注1) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(注2) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

(b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

(c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

年月日	発行済出資総数		特定資本金		優先資本金		内容
	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高	
平成29年6月14日	2口	2口	100,000円	100,000円	-	-	-
平成29年7月19日	5,100口	5,102口	-	100,000円	255,000,000円	255,000,000円	-

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

(d) 所有者別状況

発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。

発行会社の発行済優先出資5,100口の全ては、日本生命に所有されています。

(e) 主な社員の状況

< 中略 >

優先出資社員の状況

氏名又は名称	住所	所有優先出資口数	発行済優先出資総数に対する所有優先出資の割合
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	5,100口	100%
計	-	5,100口	100%

(f) 議決権の状況

発行済出資

区分	出資口数（口）	議決権の数（個）	内容
議決権のない出資	5,100		優先出資（注）
議決権の制限された出資 （自己特定出資等）	0		
議決権の制限された出資 （その他）	0	0	
議決権のある出資 （自己特定出資等）	0		
議決権のある出資 （その他）	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	5,102		
総社員の議決権		2	

（注）優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。上記優先出資は、平成29年7月19日に発行されました。

< 後略 >

第 2 【原保有者その他関係法人の概況】

2 その他関係法人の概況

2.2 日本生命保険相互会社

(口) 関係業務の概要

< 訂正前 >

本件信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となります。なお、日本生命は、本件基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社の優先出資（注）を全て取得する予定です。

（注）発行会社の払込期日までに発行を予定する優先出資の発行口数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

< 訂正後 >

本件信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となります。なお、日本生命は、本件基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社の優先出資（注）を全て取得しております。

（注）発行会社が払込期日までに発行する優先出資の発行口数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。